

大学コンソーシアム石川主催 2010 年度第 4 回 FD・SD 研修会 「大学・短期大学等における教育情報の公表について－何をどう公表すべきか－」

日時 8月4日(水) 午前10時—12時
場所 石川県政記念しいのき迎賓館3階 セミナールーム B (金沢市広坂2丁目1番1号)
※テレビ会議システムを用い、コンソーシアム加盟高等教育機関(最大5機関)に送信
講師 喜久里 要・・・(文部科学省高等教育局大学振興課専門官)

趣旨 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)が、6月15日に公布されました。文部科学省より全国の大学長等に向けて出された6月16日付け通知によれば、「大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進する」ことを趣旨としています。大学院、短大を含め、全ての高等教育機関に項目を明示しての教育情報公表義務が課されたこととなります。

既に、本年1月に公表された「中央教育審議会大学分科会の審議経過概要」において、「質保証システム」の項目に「教育情報の公表の促進」が挙げられていました。この間、教授会等でカリキュラムポリシーやディプロマポリシーについての論議も進んでおり、新たな施行規則で公表が求められる、「1号 大学の教育研究上の目的に関すること」から「9号 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」に至るまでの各項目について、各大学・短期大学等における実質的な議論にもとづき、その具体的な公表方法等に関し検討が始まっているものと推察されます。

この研修会では、省令公布を踏まえ、その経緯、趣旨等に加え、義務づけられた公表項目のより詳細な説明を、文部科学省大学振興課の担当官である喜久里氏からお話いただきます。それにもとづき、各大学・短期大学等で、「何をどう公表すべきか」という課題に取り組んでおられる担当役員や教職員からの質疑応答、および参加者間での意見交換を行います。省令が施行される来年4月1日に向けて、各大学・短期大学等の「教育の質向上」のための貴重な機会としたいと考えます。

- ・テレビ会議システムによる受信を希望される機関のご担当者様は、恐れ入りますが oono@ucon-i.jp までお申し込み願います。
- ・しいのき迎賓館会場への参加申込について、次の要領でメールでお申し込み願います。
件名「第4回 FDSD 研修会申込」とし、
① 氏名 ②所属名 をご記入のうえ
oono@ucon-i.jp までお送りください。

申込〆切：8月2日(月)